

各種届出書類の提出不要(対象外)に関するご案内

平素は給食管理ソフト「わんぱくランチ」並びに保守サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、契約締結にあたり貴所よりご依頼をいただきます各種届出書類(「着手届」「現場責任者(主任技術者)選出届」等)につきまして、弊社のサービス性質および契約形態上、提出は不要(対象外)となりますことをご連絡申し上げます。貴所における財務規則上の事務処理、または監査対応等において確認が必要な場合は、以下の弊社規定および法的根拠を関係各課へご共有ください。

1. 「着手届」「現場責任者選出届」が不要となる法的・契約上の根拠

- **契約の性質(準委任契約)：**弊社が提供する保守サービスは、業務の「実行」に対して報酬が発生する「準委任契約」です。成果物の「完成」を目的とする請負契約(工事・システム開発・現地委託業務等)とは根本的に異なります。
- **「現場」および「現地作業」の不在：**本サービスは、お電話やリモート環境を通じて提供されるパッケージ化されたサポートであり、貴所に人員が常駐、または定期訪問して作業を行うものではありません。したがって、物理的な「着手(工事等の開始)」という概念自体がなく、配置すべき「現場責任者」も法的に存在いたしません。

2. 「完了届」に関する弊社の対応について

上述の通り、本契約は現地作業を伴わない準委任契約ですが、自治体様における財務会計システム上の要請(年度末の履行完了確認および支出負担行為の手続き)に配慮し、「完了届」に限り、1年間の保守期間満了時に、弊社規定様式または貴所指定様式にて発行・提出を承っております。ただし、これをもって現地作業や請負契約であることを認めるものではありません。

3. 他自治体様における事務処理(読み替え)の対応事例

財務規則等により履行管理が必要な場合は、以下の通りお読み替えされているところもございますので、ご参考ください。

書類	他自治体様における代替処理
着手届	双方で締結した「契約書」または「請書」に記載された【契約開始日】を以って、業務の開始(着手)とみなす
現場責任者選出届	現地作業および現場が存在しないため、庁内にて【設置対象外】として処理